

2. 契約の変更

契約締結後に、申込者(契約者)、排出事業所、廃棄物の種類、運搬方法(車両の変更を含む。)、又は処理料金の支払方法等を変更しようとする場合は、1ヶ月前までに、廃棄物処理委託変更申込書を提出して下さい。

また、申込書(契約者)の住所、名称、代表者のいずれかに変更が生じた場合は、直ちに提出して下さい。

